

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

2 社は、機械式駐車装置の設置工事について他社と情報共有により、工事の供給に関する調整など、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 24 日、公正取引委員会から、I H I 運搬機械株式会社は課徴金納付命令（同法第 7 条の 4 に基づき課徴金減免制度適用）、新明和工業株式会社は排除措置命令及び課徴金納付命令（同法第 7 条の 4 に基づき課徴金減免制度適用）を受けた。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第 12 号（独占禁止法違反）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名 称	住 所	業者番号
I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町 8－1	00011671
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1－1	00004305

3 指名停止の期間 令和 7 年 5 月 23 日～令和 7 年 8 月 22 日（3 か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第 12 号（独占禁止法違反行為）

指名停止事由	
12	業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 池田
電話 023-630-2630
広報監 県土整備部次長 牧野